



木立真直 編

『卸売市場の現在と未来
を考える
——流通機能と公共性の
観点から——』

2018年に改正された卸売市場法（以下「改正法」という）が20年6月に施行された。改正以来、全国の卸売市場では改正法でうたわれている農林水産大臣もしくは都道府県知事の認定を受けるために必要な取引ルールの策定作業等が進められてきた。

このような情勢のなかでタイミングよく昨春刊行された本書は、日本農業市場学会が18年3月に開催した特別研究会の書籍化であり、改正法の下での卸売市場の役割等について、公共性という視点から8名の専門家が各々の立場で論じている。

本書の構成は以下のとおりである。

「はしがき」は、わが国の卸売市場の位置づけと評価を解題的に提示する。国主導で全国に設置された卸売市場は世界的にみてもまれであり、公正かつ効率的な取引を担保する「社会インフラ」であると指摘する。また、改正法のポイントを、①取引規制の広範な廃止、②開設区域の撤廃、③国の関与の決定的な後退、の3点に整理する。そして、本書が関係者に広く読まれ、卸売市場の機能と公共性に関する広範な議論が世間で喚起されることを期待すると結ぶ。

「第1章 2018年卸売市場法改正の経緯と論点」は、今回の法改正が農業競争力強化プログラムに基づいて内閣府の規制改革推進会議等が主導したものであり、丁寧な議

論が欠落したまま行われたことを批判している。具体的には、同プログラムでは卸売市場を経由しない農産物の直接販売を推奨するが残品リスクが等閑視されていることや、卸売市場は競争力を喪失しているとの認識にたち、市場の機能が過小評価されていること等である。

「第2章 卸売市場制度の変遷と公共性」は、改正法がこれまで市場が果たしてきた経済合理性を超えた公共的役割を変質させるものであると、その危険性を指摘する。旧法の規制は市場に入場する卸売業者や仲卸業者等の私的利益が公共の利益を阻害するのを防ぐ仕組みだと評価し、それらの規制の多くが削除された改正法では公共の利益を担保できるのかと疑問を呈する。

「第3章 卸売市場の公共性と機能多面化を考える——流通機能と都市インフラ機能の観点から——」は、旧法の取引規制が卸売市場の公共性を担保してきた一方で、卸売業者や仲卸業者の先進的な取組みを制限してきた面があったとする。規制の多くが廃止された改正法の下で、都市の卸売市場に今後求められる機能は、①地域の食生活の安定性と持続性の維持、②買物弱者への対応と地域密着性の確保、③市場機能の個性化と多面化、の3点だと指摘する。そのような機能を十全に発揮することで、市場は都市の個性と魅力づくりへ貢献でき、単なる流通施設を超えた都市社会インフラとして存在価値が高まるとする。

「第4章 生鮮食品流通における卸売市場の展望——スーパーおよび産地の視点から——」は、ネット通販、単身世帯の増加、外国人の増加、生産年齢人口の減少等により食料消費のあり方が変化し、それに伴い卸売市場等の流通も不可避免に変化せざるを

得ないと指摘する。農業者の高齢化等により農業生産基盤が弱体化するなかで、市場には農協系統等と連携した産地振興も今後の重要な役割として求められるとする。

「第5章 卸売市場新制度の性格分析」は、旧法と現実との乖離が限界に達したために、18年に抜本的改正が行われたとし、他の著者とは異なり改正法について中立的もしくは肯定的な評価をする。将来的に自治体財政の悪化が想定されるなかで、市場の公設制を維持することが今後困難になると予想する。そして、そもそも市場の公的役割（＝公共性）の発揮のために、公設制は必要条件なのか否か等、政策的・理論的な研究の必要性を指摘する。

「第6章 卸売市場の公共性を担保するには」は、公的な規制を削れば自由競争が起きて社会全体も最適になるというナイーブな発想では、卸売市場の公共性は担保できないと述べる。公共性にはofficial（公的）、common（共通）、open（開放）の3つの面があるが、法改正の議論ではもっぱら国の関与の縮小というofficialの面が注目されており、特定の人の排除につながる可能性の有無等、公共性のcommonやopenの面についても目を向けるべきと主張する。

「第7章 卸売市場法改正の評価と展望」は、旧法での卸売市場の公共性とは国民への安定的な食料供給や取引の公正性の確保であるが、多くの市場が公共性を十全に果たせているとは限らない状況だとする。今後、市場の公共性は拡張され、食の安全・安心の保証、自然災害やテロなどの非常時への準備、都市のにぎわいへの貢献なども含まれてくると述べる。

「第8章 流通機能からみた卸売市場法改正と今後の展望」は、家計消費のみなら

ず加工・業務用の国産青果物の流通で依然として卸売市場が有効性を持つと指摘する。また、家計消費用の国産青果物の最大の小売チャンネルであるチェーンスーパーは、調達構造を地域ごとに分散化させており、スーパー本部のある大都市の卸売市場のみならず、地方都市の市場からも国産青果物を調達し、店舗ごとに特色のある品ぞろえを実現しているという。それゆえ、地方都市の市場は、地域の産地やスーパー等小売業者と協力しながら産地市場的な機能強化を積極的に進めるべきだとする。

本書は気軽に読めるブックレットだが、卸売市場に関する様々な論点が網羅されており、今後の卸売市場を考える際に極めて示唆に富む。本書の議論は、卸売市場が日常生活を営むうえで不可欠なエッセンシャル・ワーク（もしくは公共インフラ）の1つだということ、くしくもコロナ禍であらさまになった問題意識を先取りしたようにみえる。

ところで、本書に対する肯定的な印象を覆すものではないが、評者は公共性の定義が著者ごとに異なることに戸惑いを感じる。いみじくも編者が文中で述べるように、「公共性の概念は多義性をもち一義的に規定することは困難」ゆえ、各著者が考えるそれぞれの公共性について論じるにとどまらざるを得ず、卸売市場の公共性とは何かというそもそもの論点に関し、共通認識が提示されないことに歯がゆさが残る（なお、平成30年農林水産省告示第2278号「卸売市場に関する基本方針」にも「高い公共性」との文言が2か所にあるが、明確な定義はない）。

——筑波書房 2019年2月

定価750円（税別）76頁——

（主事研究員

一瀬裕一郎・いちのせ ゆういちろう）